

「エネワンでんきご利用料金等の請求・収納」に係る取扱い約款

第1条 約款の目的

この請求・収納業務に係る取扱い約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（以下「エネワンでんき」といいます。）とのサービス契約時の契約締結前交付書面および契約締結後交付書面（電磁的方法によるものを含みます。）に基づき、株式会社サイサン（以下「当社」といいます。）が定め、当社とエネワンでんきとの間で、サービス利用者（以下「お客さま」といいます。）に対する料金その他の債務等（以下「料金等」といいます。）の請求権を譲り受けまたは代わって請求し、料金等の収納を行うことを目的とします。

第2条 適用範囲

本約款は、エネワンでんきが提供または販売する、別表1記載の対象サービス（以下「対象サービス」といいます。）に関して、適用します。なお、対象サービスごとの契約内容および規定と矛盾または抵触する、または、本約款に定めがない場合は、対象サービスの規程を優先して適用するものとします。

第3条 適用の合意

本約款の適用には、本約款の適用及び内容について、お客さまが予めエネワンでんきの対象サービスを利用する際に、書面その他の方法（電磁的記録を含み、以下「書面等」といいます。）により合意することが必要です。

- 2 前項にかかわらず、当社は、本約款の内容を、適用開始日とともに事前にホームページ等 WEB に掲載し、または個別に書面等で通知することで、適用開始日以降に対象サービスを利用したお客さまから、本約款の適用に関する合意を得たものとみなして取り扱うことができるものとします。

第4条 約款の変更

当社は、適用開始日とともに事前に書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法により通知することで、本約款を変更することができ、変更が行われた場合は変更後の約款によります。

- 2 前項の他、当社およびエネワンでんきが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第5条 請求書の発行について

請求書の郵送をご希望のお客さまは発行郵送手数料 220 円（税込）を請求書郵送の翌月に請求させていただきます。なお、WEB 請求書（検針票）については無償とします。

第6条 料金の支払いについて

当社がエネワンでんきから債権譲渡を受けた、低圧で電気の供給を受けるお客さまの電気料金の支払いに関する諸条件は、次のとおりといたします。

- (1) 毎月以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、お客さまが個人の場合の支払い方法は、原則としてイまたはロの方法とし、お客さまが法人の場合の支払い方法は、原則としてロの方法としますが、当社が特に認めた場合は、その他の方法とします。
 - イ お客さまが当社の指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、クレジットカード会社から当社への支払日といたします。ただし、クレジットカード会社からお客さまの支払状況等により当社に料金の立替払いが支払われない旨の通知があった場合は、その通知があった日とします。
 - ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌々月6日といたします。
- (2) (1)イまたは(1)ロの手続きが完了するまでは、料金は、以下の方法により、支払期日までに支払っていただきます。
 - イ 新たに電気の使用を申し込まれたお客さま
当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌々月5日といたします。
 - ロ イ以外のお客さま
従前の支払い方法により支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、イの方法により支払っていただきます。
- (3) お客さまが料金を(1)イ、(1)ロまたは(2)イにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
 - イ (1)イにより支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき
 - ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき
 - ハ (2)イにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払方法で支払っていただくことがあります。ただし、詐欺や不公正な手段により当社に損害が発生するおそれがある場合は、あらかじめお客さまの承諾をえることを要しません。

(8) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

2 当社がエネワンでんきから債権譲渡を受けた、高圧で電気の供給を受けるお客さまの電気料金の支払いに関する諸条件は、次のとおりといたします。

(1) 毎月以下のいずれかの方法により支払っていただきます。

イ お客さまが振り込みにより支払われる場合は、支払義務発生日の翌月末日を支払期日とし、当社が指定する口座へ振り込んでいただきます。この場合の振込手数料は、お客さまに負担いただきます。

ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌々月 6 日といたします。

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合の支払期日は、(3)に定めるとおりといたします。

イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合

ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合

ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合

ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

(3) (2)の各号のいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおりといたします。

イ (2)の各号に該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期日を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日といたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から 2 営業日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 2 営業日後といたします。

ロ (2)の各号に該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 7 日後といたします。

(4) お客さまが、(2)の各号に該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

(5) (1)ロの場合で、お客さまが指定する口座から当社の口座へ料金を振り替えることができなかった場合には、当社が改めて指定する口座を通じてお振り込みいただきます。このとき、振込手数料はお客さまに負担いただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別な事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払方法で支払っていただくことがあります。ただし、詐欺や不公正な手段により当社に損害が発生するおそれがある場合は、あらかじめお客さまの承諾をえることを要しません。

(8) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

- 3 払込票の場合は、金融機関や収納代行企業等によるお手続き期間中など、当社がやむをえないと判断した場合を除き、発行手数料 330 円（税込）をお支払いいただきます。
- 4 払込票の払込期限が切れた場合は、再発行手数料 330 円（税込）を請求させていただきます。
- 5 当社は、支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまへお知らせし、お知らせした翌月の請求についてこれを清算させていただきます。

第 7 条 個人情報の取扱い

当社は、お客さまに係る氏名もしくは名称、連絡先、住所もしくは居所または請求書の送付先などの情報を、個人情報の保護に関する法律にのっとり、本約款および対象サービスに係る業務の遂行上必要な範囲で適切に利用します。その際、当社とエネワンでんきとの間で必要な情報を共有する場合には、お客さまの同意をいただきます。個人情報の取扱いについては、別途当社が定める「個人情報保護方針 (<https://www.saisan.net/summary/privacy.html>)」が適用されます。

個人情報保護方針



第 8 条 お客さまからの届出

お客さまは、支払方法の変更及び請求先の変更等があった場合、当社またはエネワンでんきに対して届け出るものとします。

第 9 条 利用の停止

当社はお客さまが対象サービスの料金またはその他の債務について支払い期日を経過してもなお支払わないおそれのあるときは、対象サービス提供会社を通じ対象サービスの利用を停止することがあります。

第 10 条 契約の解除

対象サービスの契約の解約に関する規程に基づき、退会、もしくは契約を解約したとき、または前項に規定する事実があるときは、本約款も解約するものとします。なお、お客さまは契約の解約に伴っても債務の履行を免除されるものではありません。

第 11 条 裁判管轄

当社との間で法的な係争が生じた場合は、さいたま地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに、予め合意するものとします。

本約款は、2024年9月1日より施行します。



別表1 対象サービス

対象サービス提供会社	対象サービス・商材等
株式会社エネワンでんき	低圧電力、高圧電力等